五　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ　所在地が町村の区域に属すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
六　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)～(5)　略 (6)　一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)～(4)　略 (5)　一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。 ［ハ　略］	［略］	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	［略］	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
七　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの及び外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。） イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	［略］	七の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。

四　［同上］ イ　［同上］ ［(1)～(5)　同上］ ［新設］ ロ　［同上］ ［(1)～(4)　同上］ ［新設］	［同上］	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	［同上］	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
五　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所にあっては指定地域内にあるものに限る。） イ　調査用名簿に記載されていないもの ［ハ　同上］	［同上］	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣（ただし、指定地域においては市町村長）	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。